

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関するお知らせ

2023年4月1日より医療機関において、オンライン資格確認システムの導入が原則義務化となりました。それに伴い、当院は2023年4月1日より医療情報・システム基盤整備充実体制加算の対象医療機関となります。

受診の際は、マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナ保険証（マイナンバーカード）提示によって活用される診療情報は以下の通りです。

- 特定健診情報
- 薬剤情報（内服薬など）
- 他の医療機関の受診歴

当院では、正確な情報を得る事でより良い医療を提供する事に役立ててまいります。マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用にご協力をお願い致します。

その他にも

- 健康保険証として使用出来る。
- 限度額適用認定証がなくてもOK

カードリーダーは1階
受診前に必ず行う
月一回ではない。毎回
金額かわるかも

医療情報・システム基盤整備充実体制加算1（初診時）6点

- 従来の健康保険証を提示した場合
- マイナ保険証を提示したが、診療情報活用に同意しない場合。
- あるいはマイナ保険証の電子証明書が失効している場合。

マイナンバーカード
を使用する際
みんな同意してね

医療情報・システム基盤整備充実体制加算2（初診時）2点

- マイナ保険証を提示し、診療情報活用に同意した場合。
- 初診料を算定した場合。

受診する日は毎日
診察前に
顔認証付きカードリーダー
で本人確認必要

医療情報・システム基盤整備充実体制加算3（再診時）2点

- 従来の健康保険証を提示した場合
- マイナ保険証を提示したが、診療情報活用に同意しない場合。
- あるいはマイナ保険証の電子証明書が失効している場合。

マイナ保険証の提示は、1階A受付【初診受付】までお願いいたします。